# (添付資料)

# 連結財務諸表作成の基本となる事項

## 1.連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

## 連結子会社及び持分法適用会社の数

		17年9月中間期	17年3月期	増減
連結子	会 社 数	1 4 2	1 4 2	0
持分法適用非	連結子会社数	-	-	-
持分法適用	関連会社数	1 6	1 7	1
合	計	1 5 8	1 5 9	1

#### 主要会社名

連 結 子 会 社:オムロンリレーアンドデバイス(株)、OMRON EUROPE B.V.

持分法適用関連会社:日立オムロンターミナルソリューションズ(株)

## 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

# 連結子会社

(新規) 7社(コーリンメディカルテクノロジー(株)他6社)

(除外) 7社

# 持分法適用関連会社

(新規) 2社

(除外) 3社

# 2 . 包括利益

中間(当期)純利益にその他の包括利益を加えた包括利益は、以下のとおりです。

持分法投資損失

17年9月中間期 51,152百万円 16年9月中間期 30,707百万円 17年3月期 39,726百万円

なお、その他の包括利益には、為替換算調整額、最小退職年金債務調整額、売却可能有価証券未実現損益、 デリバティブ純損益の増減額が含まれます。

# 3.その他費用( 収益)-純額-の主な内訳

その他費用(収益)-純額-の主な内訳は、以下のとおりです。

17年9月中間期	投資有価証券売却益 投資有価証券及びその他の資産の減損	1,044 百万円 692
16年9月中間期	事業再編費用	1,767 百万円
17年3月期	事業再編費用	1,767 百万円

1,483

### (添付資料)

## 4.退職給付

#### 厚生年金基金の代行部分の返上について

当社および主要な国内子会社30社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、オムロン厚生年金基金の代行部分について、平成17年5月1日付で厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、平成17年9月29日に政府に返還額(最低責任準備金)の納付を行いました。当社は、「発生問題専門委員会基準書第03-2号(日本政府への厚生年金基金代行部分返上の会計処理)」に従って、年金給付債務および関連する年金資産の代行部分を政府に返上した時点で代行部分返上の会計処理を行いました。返上の結果、当社は代行部分の累積給付債務と関連する年金資産との差額41,339百万円を厚生年金基金代行返上に伴う債務返還差額として計上しました。さらに代行部分に対応する将来昇給分である予測給付債務と累積給付債務の差額8,870百万円を純期間年金費用の戻しとして、また未認識保険数理差異残高の代行部分相当額の一括償却38,294百万円を清算損失として認識し、将来昇給分の戻しと損失の合計額29,424百万円のうち、15,975百万円を売上原価に、8,635百万円を販売費及び一般管理費に、4,814百万円を試験研究開発費に計上しました。

### 5.会計処理の方法の変更

### 年金会計における予測給付債務および年金資産の測定日の変更

年金会計における予測給付債務および年金資産の測定日について、従来は12月31日を測定日としてきましたが、当中間期より3月31日に変更しました。この変更は、年金会計に影響を及ぼす各種制度変更や人員の増減などの実態をより適時に予測給付債務および退職給付費用に反映させることを目的としています。

この変更に伴い、累積影響額(税効果考慮後)を当中間期の損益に計上したことにより、中間純利益が1,201百万円減少しています。なお、累積影響額調整前の基本的1株当たり中間純利益は75円33銭、希薄化後1株当たり中間純利益は75円30銭となります。

## 所在地別セグメント情報および海外売上高のセグメント区分の変更

所在地別セグメント情報および海外売上高の区分について、従来、「国内」「北米」「欧州」「アジア他」の4区分に分類していましたが、当中間期より、「国内」「北米」「欧州」「中華圏」「東南アジア他」の5区分に分類して表示することとしました。この変更は、当社グループの中華圏における事業拡大、ならびに当社の中長期的な経営戦略で重点地域として位置づけていることなどから、事業および経営実態に即したより適切な経営成績を表示するために行ったものです。なお、「中華圏」には、中国、香港および台湾が含まれます。